

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和 8 年（再口）第 1 号

岐阜県大垣市平町715番地 2

再生債務者 日比野真和

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和 8 年 3 月 18 日付け再生計画案

- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条 2 項各号に定める事由

- 3 2 の書面の提出期間 令和 8 年 5 月 7 日まで

令和 8 年 4 月 13 日 岐阜地方裁判所大垣支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和 7 年（再口）第 2 1 号

大阪市生野区舍利寺 2 丁目 8 番 24 号

再生債務者 高野 文栄

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和 8 年 3 月 12 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 8 年 4 月 10 日

大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 8 年（再口）第 1 号

兵庫県尼崎市昭和南通 7 丁目 180 番地の 1

レーザン・尼崎昭和通 701

再生債務者 櫻木 剛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和 8 年 4 月 7 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 8 年 4 月 10 日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和 7 年（再口）第 5 号

静岡県磐田市上岡田 994 番地 13

再生債務者 八木 輝流

- 1 主文 本件再生計画を認可する。

- 2 理由の要旨 令和 8 年 4 月 9 日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和 8 年 4 月 13 日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十五日
掲載頁 四十七頁（号外第八十九号）

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十五日
掲載頁 四十九頁（号外第八十九号）

- (丙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十五日
掲載頁 五十一頁（号外第八十九号）

- (丁) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十五日
掲載頁 五十五頁（号外第八十九号）

令和八年四月二十二日
東京都中央区新川一丁目二八番二五号東京
ダイヤビルディング三号館一階

ポケットフーズ株式会社
代表取締役 太田 亮

東京都中央区新川一丁目二八番二五号東京
ダイヤビルディング三号館一階

株式会社ビザポケット熊本
代表取締役 太田 亮

東京都中央区新川一丁目二八番二五号東京
ダイヤビルディング三号館一階

株式会社 R I N G O D O U
代表取締役 天野 裕斗

熊本市熊本市西区上代十丁目一二番二五号
(丁) 株式会社林檎堂
代表取締役 天野 裕斗

熊本市熊本市西区上代十丁目一二番二五号
(丁) 株式会社林檎堂
代表取締役 天野 裕斗

合併公告
左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することになりました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日本経済新聞
掲載の日付 令和八年四月一日
掲載頁 三十一頁

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月三十一日
掲載頁 八十四頁（号外第七十六号）

- (丙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年三月三十一日
掲載頁 八十四頁（号外第七十六号）

- 令和八年四月二十二日
東京都港区虎ノ門二丁目六番一〇号

代表取締役 山口 明夫

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一〇号

株式会社スカイアーチネットワークス
代表取締役 石橋 達司

広島県福山市紅葉町二番二七号日本生命福山ビル

株式会社スカイアーチテクノロ
代表取締役 石橋 達司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五六頁（号外第五号）

- (乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和八年一月九日
掲載頁 一五六頁（号外第五号）

- 令和八年四月二十二日
東京都港区六本木六丁目一〇番一六本木
ヒルズ森タワー一六 F

代表取締役 堀江 康平

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷
道玄坂東急ビル二 F

代表取締役 堀江 康平

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十五日
掲載頁 一二八頁（号外第八号）

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十五日
掲載頁 一二八頁（号外第八号）

- 令和八年四月二十二日
新潟県長岡市関東町五番地五

代表取締役 岩崎 清隆

東京都千代田区神田錦町二丁目七番地二二

代表取締役 岩崎 清隆

吸収分割公告
左記会社は吸収分割して甲は乙、丙及び丁の資産管理事業の一部に関する権利義務を承継し乙、丙及び丁はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) <https://www.welbingroup.co.jp/news/>
掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十日
掲載頁 九十九頁（号外第八十五号）

- (乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十日
掲載頁 一〇五頁（号外第八十五号）

- (丙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十日
掲載頁 一〇五頁（号外第八十五号）

- (丁) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十日
掲載頁 一〇五頁（号外第八十五号）

- 令和八年四月二十二日
埼玉県所沢市坂下一七番地一〇

代表取締役 玉置 義議

埼玉県所沢市坂下一七番地一〇

代表取締役 玉置 義議

埼玉県さいたま市見沼区大字連沼四八三番地

代表取締役 村井 永二

静岡県沼津市岡一色一九五番地一

代表取締役 神杉 卓